

平成30年3月1日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成30年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 1 号	平成 3 0 年度杵築市一般会計予算 － 一般会計予算書 1 ページ －
議案第 2 号	平成 3 0 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算 － 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	平成 3 0 年度杵築市国民健康保険特別会計予算 － 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	平成 3 0 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算 － 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	平成 3 0 年度杵築市介護保険特別会計予算 － 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	平成 3 0 年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計予算 － 特別会計予算書 17 ページ －
議案第 7 号	平成 3 0 年度杵築市簡易水道事業特別会計予算 － 特別会計予算書 21 ページ －
議案第 8 号	平成 3 0 年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算 － 特別会計予算書 25 ページ －
議案第 9 号	平成 3 0 年度杵築市公共下水道事業特別会計予算 － 特別会計予算書 29 ページ －

- 議案第10号 平成30年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
－ 特別会計予算書 35 ページ －
- 議案第11号 平成30年度杵築市水道事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
- 議案第12号 平成30年度杵築市工業用水道事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
- 議案第13号 平成30年度杵築市立山香病院事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 5 ページ －
- 議案第14号 平成29年度杵築市一般会計補正予算（第8号）
－ 補正予算書 1 ページ －
- 議案第15号 平成29年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 11 ページ －
- 議案第16号 平成29年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
－ 補正予算書 15 ページ －
- 議案第17号 平成29年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 19 ページ －
- 議案第18号 平成29年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 23 ページ －

- 議案第 19 号 平成 29 年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) - 補正予算書 27 ページ -
- 議案第 20 号 平成 29 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 3 号) - 補正予算書 31 ページ -
- 議案第 21 号 平成 29 年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算 (第 4 号) - 補正予算書 35 ページ -
- 議案第 22 号 平成 29 年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特
別会計補正予算 (第 3 号) - 補正予算書 41 ページ -
- 議案第 23 号 平成 29 年度杵築市水道事業会計補正予算 (第 2 号
) - 補正予算書 45 ページ -
- 議案第 24 号 平成 29 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算 (第
2 号) - 補正予算書 47 ページ -
- 議案第 25 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案書 7 ページ -
- 議案第 26 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関
する条例の一部改正について - 議案書 9 ページ -
- 議案第 27 号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案書 11 ページ -

- 議案第 28 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案書 14 ページ -
- 議案第 29 号 杵築市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議案書 16 ページ -
- 議案第 30 号 杵築市ケーブルテレビ事業特別会計条例の制定について
- 議案書 18 ページ -
- 議案第 31 号 杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について
- 議案書 20 ページ -
- 議案第 32 号 杵築市伝統的建造物群保存地区における杵築市税条例の特例を定める条例の制定について
- 議案書 24 ページ -
- 議案第 33 号 杵築市簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 議案書 27 ページ -
- 議案第 34 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案書 29 ページ -
- 議案第 35 号 杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案書 31 ページ -
- 議案第 36 号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案書 33 ページ -

議案第 37 号 杵築市介護保険条例の一部改正について

－ 議案書 36 ページ －

議案第 38 号 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 38 ページ －

議案第 39 号 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 54 ページ －

議案第 40 号 杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 57 ページ －

議案第 41 号 杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

－ 議案書 60 ページ －

- 議案第 4 2 号 杵築市家畜診療使用料条例の一部改正について
－ 議案書 83 ページ －
- 議案第 4 3 号 杵築市営住宅条例の一部改正について
－ 議案書 85 ページ －
- 議案第 4 4 号 杵築市都市公園整備基準条例の一部改正について
－ 議案書 88 ページ －
- 議案第 4 5 号 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて
－ 議案書 90 ページ －
- 議案第 4 6 号 杵築市スポーツ施設条例の一部改正について
－ 議案書 93 ページ －
- 議案第 4 7 号 杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて
－ 議案書 99 ページ －
- 議案第 4 8 号 財産の無償貸付について
－ 議案書 104 ページ －
- 議案第 4 9 号 大分農業文化公園ふれあい市場の指定管理者の指定
について
－ 議案書 106 ページ －
- 議案第 5 0 号 市道の路線認定について
－ 議案書 108 ページ －
- 議案第 5 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につい
て
－ 議案書 113 ページ －

議案第 25 号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校運営協議会委員	年額	5,000円
国民健康保険運営協議会委員	日額	4,500円

」

を

「

学校運営協議会委員	年額	5,000円
部活動指導員	1時間当たり	1,600円
国民健康保険運営協議会委員	日額	4,500円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第26号

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「738,000円」を「779,000円」に、「602,600円」を「628,800円」に、「545,200円」を「562,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 27 号

杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正前条例」という。）の規定の適用を受けていた職員については、施行日から平成36年3月31日までの間は、改正前条例第13条第1項第2号に該当する職員に支給する住居手当に関しては、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「3,000円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は4,500円）」とあるのは、施行日から平成31年3月31日までの間は「2,800円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまで

の間は4,000円)」と、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は「2,600円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は3,500円）」と、平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は「2,400円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は3,000円）」と、平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間は「2,200円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は2,500円）」と、平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間は「2,000円」と、平成35年4月1日から平成36年3月31日までの間は「1,800円」とする。

- 3 施行日以後に新たに杵築市職員の給与に関する条例の規定の適用を受けることとなった職員については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前条例第13条の規定による住居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該住居手当を支給される職員の例により、住居手当を支給する。

議案第 28 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成30年1月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる職員」を「職務の級が3級、4級、5級、6級及び7級である職員（以下「特例適用職員」という。）」に、「それぞれ当該各号に定める率（以下「支給減額率」という。）」を「100分の1.5」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号」を「同項」に改め、同条第3項中「においては、」の次に「特例適用職員の」を加え、「当該職員の支給減額率」を「100分の1.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 29 号

杵築市職員の退職手当に関する条例等の一部改正に
ついて

杵築市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正
する条例

(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の退職手当に関する条例（平成17年杵築市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年杵築市条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第30号

杵築市ケーブルテレビ事業特別会計条例の制定について

杵築市ケーブルテレビ事業特別会計条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市ケーブルテレビ事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、ケーブルテレビ事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、杵築市ケーブルテレビ事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、使用料、手数料、一般会計繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、ケーブルテレビ事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(杵築市ケーブルテレビ事業基金条例の一部改正)

2 杵築市ケーブルテレビ事業基金条例（平成17年杵築市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「一般会計歳入歳出予算」を「ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ケーブルテレビ事業特別会計決算剰余金の全部又は一部

第5条中「一般会計歳入歳出予算」を「ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

議案第 3 1 号

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例
の一部改正について

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例
の一部を改正する条例

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例（平成17年杵築市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「場合においては」を「場合には」に、「災害が発生した日」を「災害を受けた日」に改め、同項の表左欄中「障害者をいう」の次に「。第4条第1項において同じ」を加え、同条第2項中「所有に係る住宅又は家財」を「所有に係る住宅（被害者の居住の用に供するものに限る。以下この項及び第4条第2項において同じ。）又は家財（被害者の日常生活の用に供するものに限る。以下この項及び第4条第2項において同じ。）」に改め、「金額を除く」の次に「。第4条第2項において同じ」を加え、「法附則第33条の3第1項」を「法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項」に改め、「、法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」を削り、「法附則第34条第1項」を「法附則第34条第4項」に、「法附則第35条第1項」を「法附則第35条第5項」に、「又は法附則第35条の2第1項」を「、法附則第35条の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」に、「以下「合計所得金額」という」を「以下この条及び第4条第2項において同じ」に、「災害が発生した日」を「災害を受けた日」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「によって」を「の規定により」に、「災害が発生した日」

を「災害を受けた日」に改める。

第3条第1項及び第2項中「災害が発生した日」を「災害を受けた日」に改め、同条第3項中「災害が発生した日」を「災害を受けた日」に、「によって」を「により」に改め、同条第4項中「災害が発生した日」を「災害を受けた日」に、「によって」を「により」に改める。

第4条を次のように改める。

(国民健康保険税の減免)

第4条 市長は、被害者が災害により障害者となった場合には、被害者が納税の義務を負う国民健康保険税のうち、災害を受けた日の属する月から起算して1年を経過する月までの間に納期限が到来する税額について10分の9を乗じて得た額（減免の対象期間が災害を受けた日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて各年度における年間の税額を按分し、按分後の額に10分の9を乗じ、その額を対象となる納期限の回数に按分した額）を軽減し、又は免除する。

2 市長は、前項に規定するもののほか、国民健康保険税の納税の義務を負う被害者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者である被害者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額の合計額（当該世帯における国民健康保険税の納税の義務を負う者及び国民健康保険の被保険者の合計所得金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が1,000万円以下である場合には、災害を受けた日の属する月から起算して1年を経過する月までの間に納期限が到来する税額について次の表に掲げる割合を乗じて得た額（減免の対象期間が災害を受けた日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて各年度における年間の

国民健康保険税額を按分し、按分後の額に次の表における割合を乗じ、その額を対象となる納期限の回数に按分した額)を軽減し、又は免除する。

損害の程度及び減免の割合	軽減又は免除の割合	
	合計所得金額の合計額	10分の3以上 10分の5未満 のとき。
500万円以下であるとき。	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき。	4分の1	2分の1
750万円を超え1,000万円以下であるとき。	8分の1	4分の1

3 被害者は、前2項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする場合において、年度を越えて減免を受けようとするときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の最初の納期限までに、改めて次条の申請書を提出しなければならない。

第5条中「によって」を「により」に改め、「者は、」の次に「納期限までに」を加える。

第6条中「においては」を「には」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する国民健康保険税について適用する。

議案第 3 2 号

杵築市伝統的建造物群保存地区における杵築市税条例の特例を定める条例の制定について

杵築市伝統的建造物群保存地区における杵築市税条例の特例を定める条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市伝統的建造物群保存地区における杵築市税条例の特例を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内にある土地に対して課する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号。以下「市税条例」という。）の特例を定め、もって保存地区の歴史的環境の保存に資することを目的とする。

(固定資産税の税率の特例)

第2条 次の各号に掲げる保存地区内の土地に対して課する固定資産税は、市税条例の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1) 杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年杵築市条例第26号。以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき伝統的建造物として定められた家屋の敷地の用に供する土地に課する固定資産税の税率は、100分の0.7とする。

(2) 前号に規定する土地以外の土地に対して課する固定資産税の税率は、100分の1.12とする。

(適用対象)

第3条 前条に規定する固定資産税の税率の特例（以下「特例措置」という。）は、当該固定資産税の納税義務者に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、法及び保存条例の規定に違反している者に対しては、特例措置を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 33 号

杵築市簡易水道事業設置条例の一部改正について

杵築市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

杵築市簡易水道事業設置条例（平成17年杵築市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表相原地区簡易水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出し中「運営協議会の」の次に「設置及び」を加え、同条中「第11条の規則により」を「第11条第2項の規定により」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 35 号

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

杵築市後期高齢者医療に関する条例（平成20年杵築市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により杵築市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 36 号

杵築市国民健康保険税条例の一部改正について

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に、「世帯平等割額」を「世帯別平等割額」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削り、「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改める。
第5条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「49,500円」を「55,600円」に改め、同項第4号中「54,700円」を「63,000円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「74,100円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「88,900円」に改め、同項第7号中「85,800円」を「96,400円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「111,200円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「126,000円」に改め、同項第10号中「132,000円」を「148,300円」に改め、同条第2項中「平成27年度及び平成28年度」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,700円」を「33,300円」に改める。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の杵築市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
- 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第62条の21・第62条の22）
- 第2款 人員に関する基準（第62条の23・第62条の24）
- 第3款 設備に関する基準（第62条の25・第62条の26）
- 第4款 運営に関する基準（第62条の27—第62条の38）」を
- 「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第62条の21・第62条の22）
- 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
- 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第62条の23・第62条の24）

第2款 人員に関する基準（第62条の25・第62条の26）

第3款 設備に関する基準（第62条の27・第62条の28）

第4款 運営に関する基準（第62条の29—第62条の40） ）」に

改める。

第1条中「並びに第78条の4第1項及び第2項」を「、法第78条の2の2第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項」に改め、「入所定員、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業並びに」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第8条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第194条第10項」を「第194条第14項」に改める。

第16条中「第62条の28」を「第62条の30」に、「第62条の29」を「第62条の31」に改める。

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる

」を削る。

第41条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第3項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第62条の9第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第62条の38中「第36条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第62条の36に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第62条の26第4項」を「第62条の28第4項」に改め、同条を第62条の40とする。

第62条の37を第62条の39とし、第62条の33から第62条の36までを2条ずつ繰り下げる。

第62条の32第3項中「第62条の35第1項」を「第62条の37第1項」に改め、同条を第62条の34とする。

第62条の31を第62条の33とし、第62条の28から第62条の30までを2条ずつ繰り下げる。

第62条の27第1項中「第62条の34」を「第62条の36」に、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、「第62条の32第1項」を「第62条の34第1項」に、「第62条の35第1項」を「第62条の37第1項」に改め、同条を第62条の29とする。

第62条の26を第62条の28とする。

第62条の25中「9人以下」を「18人以下」に改め、同条を第62条の27とする。

第62条の24を第62条の26とし、第62条の23を第62条の25とし、第62条の22を第62条の24とする。

第62条の21中「第62条の31」を「第62条の33」に改め、同条を第62条の23とする。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第62条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指

定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサ

ービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第62条の22 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第56条及び第62条の2、第62条の4、第62条の5第4項並びに前節（第62条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第62条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサー

ビスを提供する場合」と、第62条の9第4号及び第62条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第64条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第68条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第85条第7項」の次に「及び第194条第8項」を加える。

第85条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介

「介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「に限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下「本体事業所」という」を「以下この章において「本体事業所」という」に改める。

第86条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第195条第2項」を「第195条第3項」に改める。

第87条、第106条第3項、第114条第2項及び第115条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第120条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第128条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第133条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第141条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加

える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第154条第3項中「この条」を「この項」に、「)及び」を「)に」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に改め、「福祉施設を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第156条中「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院を」に改める。

第160条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加

える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第168条の次に次の1条を加える。

(緊急時の対応)

第168条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第154条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第171条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第185条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第189条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第194条第1項中「居宅介護（」の次に「第85条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第85条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「居宅介護（」の次に「第85条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機

能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第194条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第202条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第194条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護

小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第195条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第196条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第197条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人

」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第198条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第202条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第194条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。））」を加える。

第205条中「の活動状況」と」の次に「、第90条中「第85条第12項」とあるのは「第194条第13項」と」を加える。

附則第10条、第11条及び第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2条を加える。

（医療機関併設型指定地域密着型特定施設に係る特例）

第19条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着

型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第20条 第135条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第39号

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設（医療法）」に改め、「に限る。）」の次に「又は介護医療院

」を加える。

第47条第3項、第48条、第62条第3項、第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第40号

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者
の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法に係る基準に関する
条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年杵築市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当

職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第1項中「（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第20号中「以下「主治の医師等」という」を「次号及び第21号において「主治の医師等」という」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第41号

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の制定について

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第33条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、杵築市地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端

数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

にその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は

悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専

門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準におい

て位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受

けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主

治の医師等に交付しなければならない。

- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を

記載しなければならない。

- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和3

3年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

- 第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) 苦情処理に関する事項
- (7) 虐待防止に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかな

ければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことの

ないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に

対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当

該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、その運営について、杵築市暴力団排除条例（平成23年杵築市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第34条 第4条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第 4 2 号

杵築市家畜診療使用料条例の一部改正について

杵築市家畜診療使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家畜診療使用料条例の一部を改正する条例

杵築市家畜診療使用料条例（平成17年杵築市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条第1項及び第34条の3第1項」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項及び第166条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第43号

杵築市営住宅条例の一部改正について

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例

杵築市営住宅条例（平成17年杵築市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、政令第2条で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき次条第4項の規定により認定された収入（同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前条第4項の規定により第1項の収入に関する申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める入居者にあつては、前項の規定にかかわらず、市長は、前条第4項の規定により把握した収入に基づき、毎年12月1日に収入の額を認定し、当該額及び同項の規定により定めた家賃の額を入居者に通知するものとす

る。

第29条第1項及び第2項中「第15条第3項」の次に「又は第4項」を加える。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「又は第4項」を加える。

第33条第1項中「及び」を「若しくは第4項又は」に改める。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

第52条第2項の表第36条第1項の項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

杵築市都市公園整備基準条例の一部改正について

杵築市都市公園整備基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市都市公園整備基準条例の一部を改正する条例

杵築市都市公園整備基準条例（平成25年杵築市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第7条 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 4 5 号

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

杵築市消防団員等公務災害補償条例（平成17年杵築市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「金額に、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）につ

いて適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第46号

杵築市スポーツ施設条例の一部改正について

杵築市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

杵築市スポーツ施設条例（平成17年杵築市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

杵築市営山香体育館	杵築市山香町大字野原1624番地
杵築市営第2山香体育館	杵築市山香町大字野原2054番地
杵築市営立石体育館	杵築市山香町大字立石2431番地

」を

「

杵築市営山香体育館	杵築市山香町大字野原1624番地
杵築市営立石体育館	杵築市山香町大字立石2431番地

」に

改める。

別表第2中

「

杵築市営山香体育館	12月29日から翌年1月3日まで
杵築市営第2山香体育館	12月29日から翌年1月3日まで
杵築市営立石体育館	12月29日から翌年1月3日まで

	日まで
--	-----

」を

「

杵築市営山香体育館	12月29日から翌年1月3日まで
杵築市営立石体育館	12月29日から翌年1月3日まで

」に

改める。

別表第3中

「

杵築市営山香体育館	午前9時から午後10時まで
杵築市営第2山香体育館	午前9時から午後10時まで
杵築市営立石体育館	午前9時から午後10時まで

」を

「

杵築市営山香体育館	午前9時から午後10時まで
杵築市営立石体育館	午前9時から午後10時まで

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(杵築市行政財産使用料条例の一部改正)
- 2 杵築市行政財産使用料条例(平成17年杵築市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市営 山香体育 館 杵築市営 第2山香 体育館 杵築市営 立石体育 館 杵築市営 石丸体育 館 杵築市営 田原体育 館 杵築市営 朝田体育 館 杵築市営 東山香体 育館 杵築市営 向野体育 館 杵築市営 山浦体育	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間に つき 1面 200円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
---	-----	---------------------------	--------------------------	---

館 杵築市営 上体育館				
-------------------	--	--	--	--

」を

「

杵築市営 山香体育 館 杵築市営 立石体育 館 杵築市営 石丸体育 館 杵築市営 田原体育 館 杵築市営 朝田体育 館 杵築市営 東山香体 育館 杵築市営 向野体育 館 杵築市営	体育館	午前9時 から 午後10 時まで	1時間に つき 1面 200円	1 1時間未 満の使用時 間は1時間 として算定 する。 2 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の100 %を加算す る。
--	-----	---------------------------	--------------------------	---

山浦体育 館 杵築市宮 上体育館				
---------------------------	--	--	--	--

」に

改める。

議案第 4 7 号

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市水道事業の設置等に関する条例（平成17年杵築市条例
第217号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

塩田、城山、錦城、北 浜、北台、中央、魚町、 据場、錦江、杉山、谷 町、仲町、西上、天満、 弓町、西新町、札ノ辻、 北祇園、古野、南祇園、 煙硝倉、南台東、南台 西、西下司、東下司、下 原、宗近、中平	24,000	11,100
馬場尾、中ノ原		
東大内山、西大内山、菅 尾、草場、永代橋、灘 手、新興の一部		
三川、猪尾、片野、須 崎、西納屋、東納屋、高 須、原北の一部		
下本庄、上本庄、友清、 熊丸、野添、生桑、中、 新庄、野田、大左右、平 尾台		

守末、宮司、鴨川、東溝井、西溝井		
貫井、野原、竜船、恒道、若宮、下市、上市、又井、小野尾（小鳥）、福林、内河野、鶴成、小谷、樋掛、住吉		
北の原、山口、田居、報国、大和の一部、南部の一部、今畑、小武、高中、倉成、大久		
米子瀬、金水、下四区、岡、竜ヶ尾、長上、駅通、町下、町上、鍛冶屋、六区、大月、船		
小杉、梅田、長田		

」を

「

塩田、城山、錦城、北浜、北台、中央、魚町、据場、錦江、杉山、谷町、仲町、西上、天満、弓町、西新町、札ノ辻、北祇園、古野、南祇園、煙硝倉、南台東、南台西、西下司、東下司、下原、宗近、中平	2 1, 0 5 0	1 0, 7 7 2
--	------------	------------

馬場尾、中ノ原の一部
東大内山の一部、西大内山、菅尾、草場、永代橋、灘手の一部、新興の一部
三川、猪尾、片野、須崎、西納屋、東納屋、高須、原北の一部、加貫の一部、原南の一部、年田の一部
下本庄、上本庄の一部、友清、熊丸の一部、野添の一部、生桑の一部、中、新庄、野田の一部、大左右の一部、平尾台、相原の一部、出原の一部
守末、宮司、鴨川の一部、東溝井の一部、西溝井の一部
貫井の一部、野原、竜船、恒道、若宮、下市、上市、又井の一部、小野尾の一部、福林、内河野の一部、鶴成の一部、小谷の一部、樋掛の一部、住吉
北の原、山口の一部、田

居、報国の一部、大和の一部、南部の一部、今畑の一部、小武の一部、高中、倉成の一部、大久の一部、西岳の一部		
米子瀬の一部、金水の一部、下四区の一部、岡の一部、竜ヶ尾の一部、長上の一部、駅通、町下、町上、鍛冶屋の一部、六区の一部、大月の一部、船の一部		
下日指の一部		

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 48 号

財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 無償貸付をする財産

(1) 建物

所 在	杵築市山香町大字野原2054番地
構 造 物	旧杵築市立山香中学校 特別教室棟並びに 屋内運動場及びクラブハウス
構 造	特別教室棟 鉄筋コンクリート造3階建て 屋内運動場及びクラブハウス 鉄骨造2階 建て
貸付部分	旧杵築市立山香中学校 特別教室棟の一部 並びに屋内運動場及びクラブハウスの全て
面 積	1,412㎡

(2) その他

建物の貸付部分に附属する設備及び物品

2. 貸付の相手方

三重県津市芸濃町椋本2768-2

佐藤ライト工業株式会社

代表取締役社長 佐藤 伸夫

3. 無償貸付の目的

空き校舎の有効活用、地元雇用による地域活性化及び施設の維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

4. 貸付期間

貸付契約締結の日から平成35年3月31日まで

議案第 49 号

大分農業文化公園ふれあい市場の指定管理者の指定
について

次のとおり大分農業文化公園ふれあい市場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 公の施設の名称

大分農業文化公園ふれあい市場

2. 指定管理者となる団体の名称

大分県農業協同組合

3. 指定管理者となる団体の住所

大分県大分市大字羽屋600番地の10

4. 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 50 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

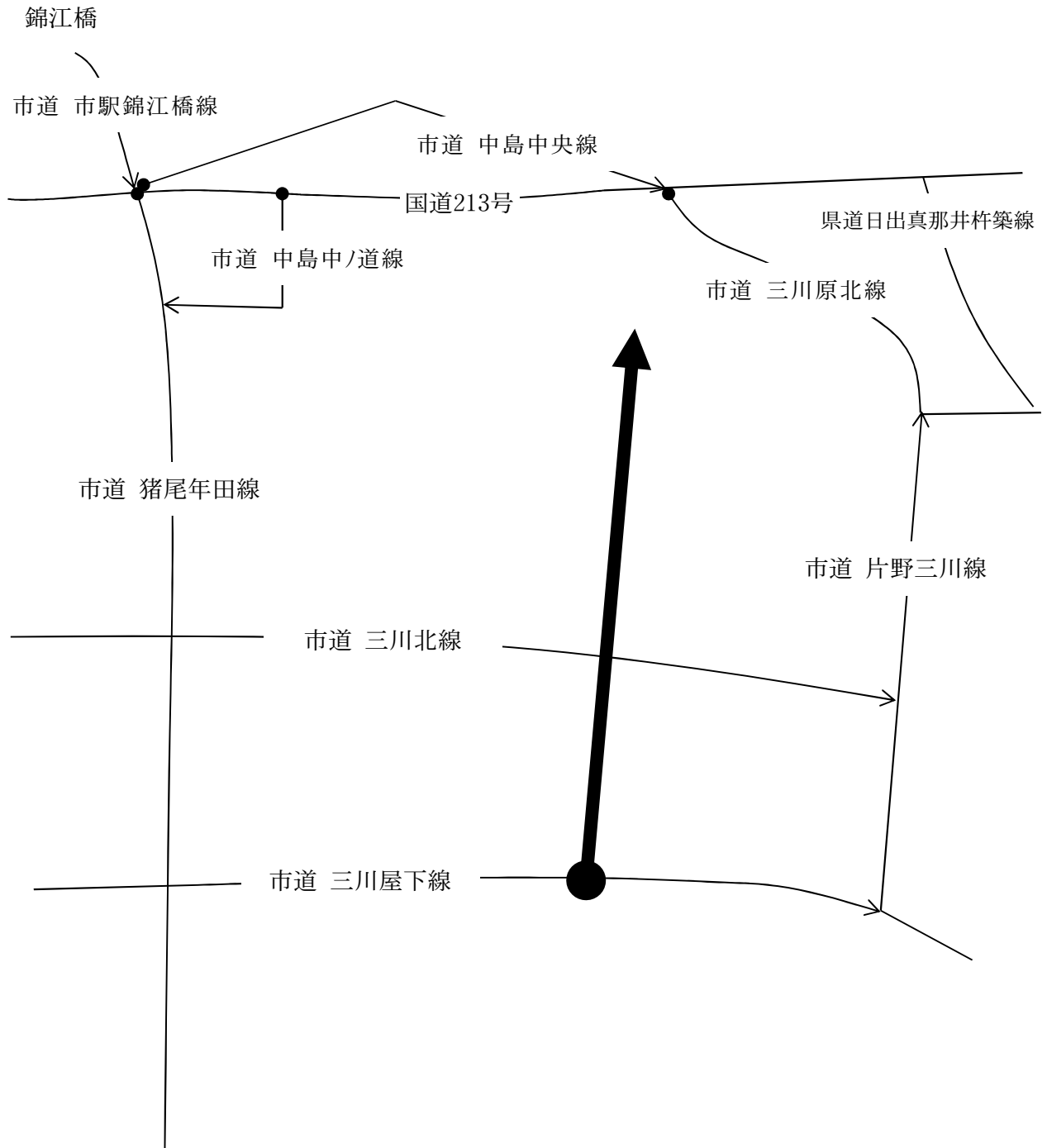
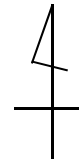
1. 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
三川中線	290.0	2.5～ 9.0	杵築市大字猪尾字唐戸前 332 番 2 地先 杵築市大字猪尾字畑田 266 番 1 地先	
三川中道線	295.0	2.5～ 8.0	杵築市大字猪尾字畑田 171 番 1 地先 杵築市大字猪尾字畑田 249 番 1 地先	
生地団地線	86.0	6.0～ 12.0	杵築市大字南杵築字生地 1113 番 3 地先 杵築市大字南杵築字生地 1113 番 2 地先	

認定

みかわなかせん
三川中線

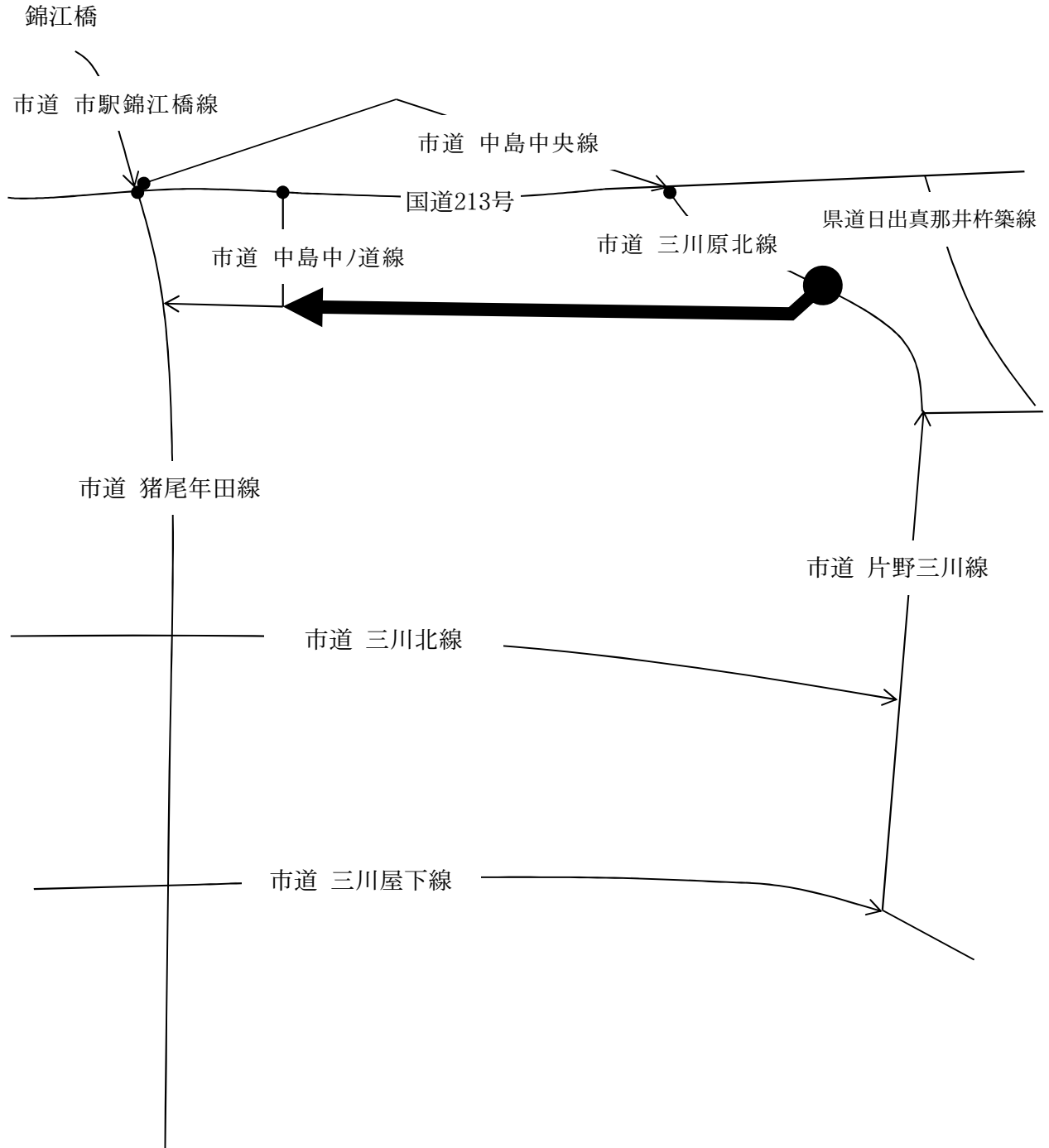
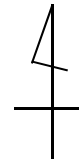
L = 290.0m
W = 2.5m ~ 9.0m



認定

みかわなかみちせん
三川中道線

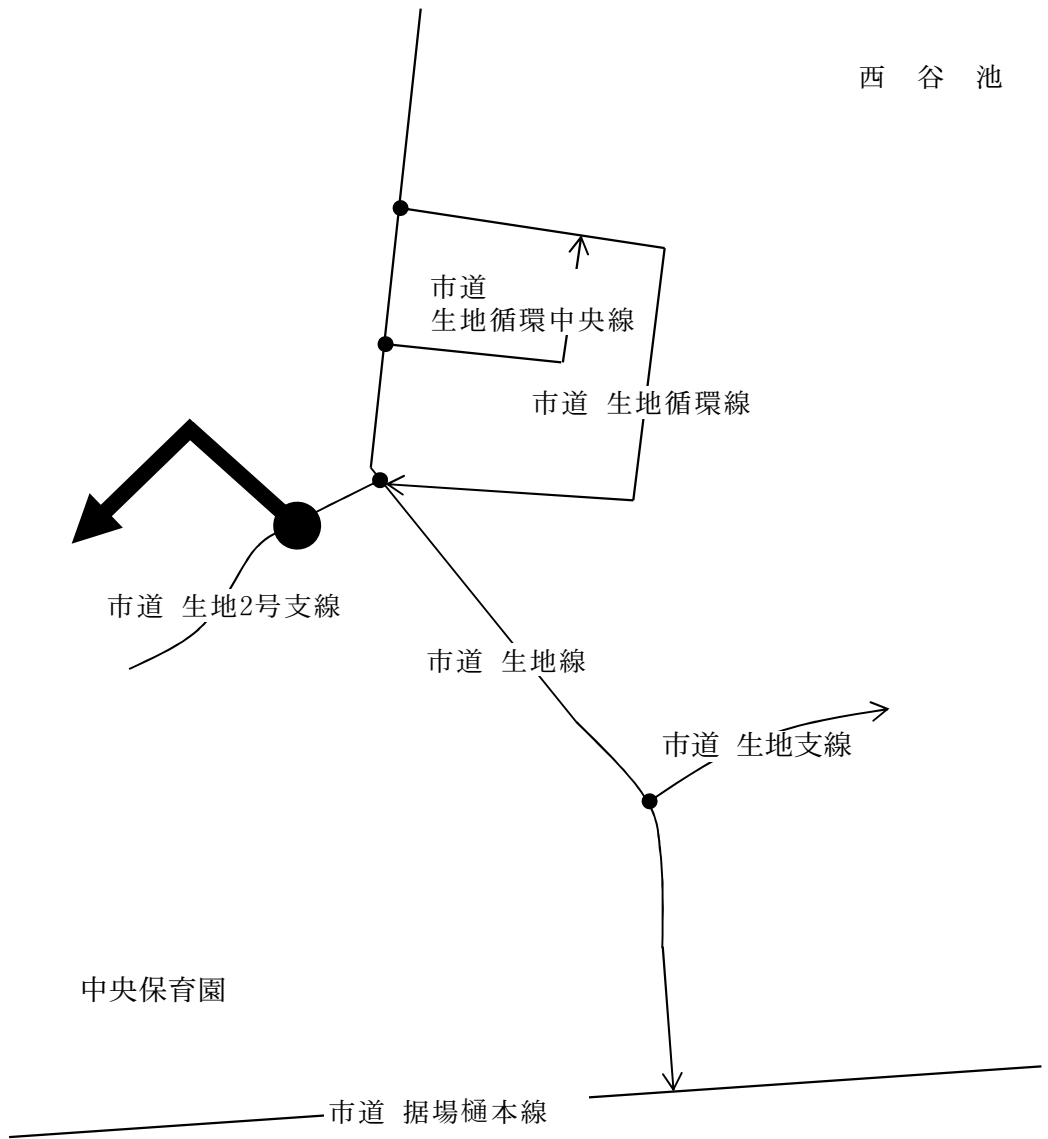
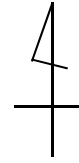
L = 295.0m
W = 2.5m ~ 8.0m



認定

いくじだんちせん
生地団地線

L = 86.0m
W = 6.0m ~ 12.0m



議案第 5 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

次のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

総合整備計画書

大分県杵築市 向野辺地
(辺地の人口 336人 面積 14.7 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

影平、日野地、今原、浄土寺、平山、松尾、薫石、八丸

(2) 地域の中心の位置

杵築市山香町大字向野2856番地1

(3) 辺地度点数

122点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の北西に位置する中山間地域である。次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

(1) 当該地区では、交流拠点機能を持った施設がなく、平成27年に閉校した旧向野小学校の跡地を利用して平成30年3月に向野地区コミュニティセンターが建設される予定である。

当該施設を地域の交流拠点施設として活用し、より一層のコミュニティ活動の活性化を図るため、当該施設の環境整備を行う必要がある。

(2) 市道平山線は、国道10号から旧向野小学校及び向野地区公民館へと繋がる路線であるが、幅員が狭く、勾配が急であるため、緊急車両等の進入が困難な状況となっている。

また、旧向野小学校及び向野地区公民館は、災害時の指定避難場所となっているため、避難時のスムーズな車両の通行を確保するために、当該路線を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成32年度まで 3年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他の 集会施設	杵築市	50,805	0	50,805	50,805
市道	杵築市	100,505	59,400	41,105	40,900
合計		151,310	59,400	91,910	91,705

総合整備計画書

大分県杵築市 山浦辺地
(辺地の人口 574人 面積 19.7 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称
山浦北部、山浦西部、山浦南部、山浦東部

(2) 地域の中心の位置
杵築市山香町大字吉野渡814番地1

(3) 辺地度点数
104点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の西部に位置する中山間地域である。次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

(1) 当該地区の公民館は、昭和55年に建設され、30年以上経過しており、老朽化が激しい状況である。

そこで、平成27年に閉校した旧山浦小学校校舎を利用して、コミュニティセンターへの移転改修を行うことで、社会教育活動に限定された公民館と比較し、地域づくり、地域福祉などといった多岐にわたる活動を行うことが可能になる。活動の幅が広がることで、地域のコミュニティ活動の活性化、地域の自立性向上に繋がるため、当施設の移転改修事業が必要となる。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成32年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
公民館その他の 集会施設	杵築市		150,000	0	150,000	150,000
合計			150,000	0	150,000	150,000

